

宮崎県医療版ワーケーション事業運営業務委託仕様書

1 業務の目的

本県における勤務を希望又は視野に入れる県外の医師（以下「県外医師」という。）に対し、宮崎県への移住等に先立ち、お試し移住・お試し勤務の機会を提供し、スポット支援が必要な県内のへき地医療機関とのマッチングを図る。同時に、宮崎県ならではの魅力を体験・実感できる情報発信等を行い、将来的な本県への医師の確保・定着につなげることを目的とする。

2 業務の名称

宮崎県医療版ワーケーション事業運営業務委託

3 委託期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

受託者は、前述の目的を達成するため、宮崎県（以下「県」という。）と緊密な連携を図りつつ、以下の業務を実施するものとする。

(1) 県内受入医療機関（へき地医療機関）の募集と調整

ア 県の指定する、宮崎県内のへき地医療機関（以下「受入医療機関」という。）を対象に、県外医師の勤務受入に関するニーズ調査（希望日程、診療科、必要となる医師のスキル、受入条件等）を行う。

イ 受入医療機関において、県外医師が円滑に勤務を開始し遂行できるよう、関係者間の事前調整（勤務日程、勤務時間、担当する診療内容、必要な手続き等）を代行及びサポートする。

ウ 受入医療機関において県外医師等が勤務するにあたり必要となるマニュアル等の整備に係るサポートを行う。

(2) 県外医師の募集、初期選考、紹介等のコンサルティング業務

ア 有料職業紹介事業の許認可（職業安定法第30条に基づく厚生労働大臣の許可等）を有する受託者が、受入医療機関が指定する日程において、県外医師を幅広く募集する。

イ 応募のあった県外医師に対し、初期選考を実施し、県及び受入医療機関に対し、以下の情報を共有すること。

- ① 医師免許証の写し
- ② 履歴書の写し（臨床経験が2年以上であることを要する）
- ③ 保険医登録票の写し
- ④ 臨床研修修了登録票、又は臨床研修修了証の写し
- ⑤ 各診療科における専門医資格等の有無

⑥ 県外医師であること

ウ 県及び受入医療機関の合意により、お試し勤務（出務）が決定した医師（以下「出務者」という。）に対し、出務日における診療及び治療が円滑に行うことができるよう出務者のサポートを行う。

エ 参加者数について、延べ 20 人以上の確保を目指すこと。

(3) 出務者への旅行等手配及び経費精算サポート

ア 受託者は、出務者に対し、現居住地から宮崎県内への往復移動に係る交通手段（航空券、レンタカー等）及び宿泊先の手配を代行する。

イ 各費用に関して県が負担する対象経費及び上限金額は次の通りとし、受託者は契約上限額（委託料上限額）の範囲内で効率的な執行及び精算管理を行うものとする。

区分	負担上限額・条件等	対象経費・留意事項
宿泊費	15,000 円／日（上限）	・ 出務者の部屋代及び宿泊に伴う駐車料金等の費用を対象とする。 ・ 食事とのセット料金の場合は、上限金額の範囲内で対象とする。 ・ 原則として「移動日」及び「医療機関への出務日」を支給対象とし、観光のみを目的とした滞在日は支給対象外とする。
交通費	63,000 円／回（上限）	・ 出務者の現居住地から受入医療機関（又は宿泊地）までの往復に係る経済的かつ合理的な経路の公共交通機関経費（航空、電車、バス）を対象とする。 ・ 飛行機におけるビジネスクラス以上の料金は、全額対象外とする。
レンタカー	10,000 円／日（上限）	・ 滞在日数分を支給する。 ・ 出務者が車両の運転をしない場合、10,000 円／日を上限とするタクシー利用をもって代えることができるものとする。
食費	県の負担なし	・ 滞在期間中の食費は、全額出務者の自己負担とする。
その他	協議の上、決定	・ 上記以外の経費で、本事業の遂行に不可欠であると県が認めたものについては、あらかじめ協議の上、対象経費及び負担額を定める。

（注）支給対象とする期間は、原則として最長 1 週間（6 泊 7 日）までとする。

(4) 出務者の旅行プランニング（宮崎県の魅力体験）支援

ア 出務者に対し、県の地域又は観光事情を理解した宮崎県内に事業所を保有する事業者が、出務者の希望に沿った旅行プランの提案を行うなど、出務者の出務時間外における県内の魅力体験ができるよう支援を行うこと。

(5) 出務者に対するアンケートの実施と効果分析

ア 出務終了後、出務者に対してアンケートを実施し、業務の効果を計測すること。

イ アンケート結果は、統計的な集計・分析を行い、定期的に県へ報告するとともに、最終報告書に詳細を反映すること。

(6) 本事業及び宮崎県の魅力発信

ア 本事業や、出務者が体験した本県の魅力等について、次の出務者募集や医師等の定着に結びつくような情報発信を行うこと（情報発信の手法は問わない）。なお、情報発信した内容は本県ホームページ等の情報発信媒体でも発信可能にすること。

(7) 実施報告書の提出

ア 受託者は、委託業務完了後、速やかに実績及び成果をとりまとめた「実績報告書」を県に提出しなければならない。

イ 報告書には、マッチングの実績、アンケート結果の集計及び分析結果、本事業を通じて見えてきた今後の課題、宮崎県への医師の確保・定着をより推進するための具体的な提言・対応策を記載すること。

5 成果品等の納入場所

宮崎県福祉保健部 医療政策課 医療体制担当

（住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁防災庁舎2階）

6 その他（留意事項）

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。
- (3) 受託者は、本業務で得られた情報等を本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。